

ようこそ、カトリック名古屋教区へ

カトリック名古屋教区

(信徒用)

ようこそ、カトリック名古屋教区へ

はじめに

国籍はさまざまであっても、私たちは一つの教会に呼び集められた一つの民です。ですから、この小冊子は人種国籍の違いを超えて名古屋教区に住んでいるすべての信者のために作られています。

所属教会 (信者籍)

1. 所属教会

日本の教会では受洗教会以外に、所属教会という考え方を大切にしています。自分の住んでいる地域の教会に属するのは¹⁾、信徒には所属教会を支える責任があるからです。

それと共に教会の司牧的配慮を円滑、かつ効果的に受けるためです。秘跡や子どもの信仰教育、相談などを所属教会で受けられます。もちろん、ミサ、ゆるしの秘跡は所属教会以外でも受けることができます。

2. 転出・転入

所属教会がない場合、ご自分の地域の教会に行って信者籍を作ってもらおうよう主任司祭に申し出てください²⁾。また、幼児洗礼や初聖体を頼んだときに、その子どもの信者籍を作ってもらおう (信者籍台帳に記入する) と同時に両親などの信者籍を作ってもらおうことができます。信者籍台帳に記載された内容の秘密は保護されます。

この信者籍台帳とは別に、多くの教会では信者住所録などを作成しています。教会でも慎重に扱うようにしていますが、住所や名前についてのプライバシーを守りたいときは信者住所録に記載しないように申し出てください。

3. 引っ越しのとき

引っ越しなどで他の地域に移るとき、引っ越し先の教会に信者籍を移します。所属していた教会の主任司祭に連絡し、転出証明書をもらい、転居先地域の教会

¹ 地域の教会とはご自分が通いやすい教会と考えてください。また、所属教会だけでしかミサに参加できないということはありません。

² 3ヶ月以上その地域に住む意志のある人は信者籍を置く権利を持っています。

の主任司祭に転出証明書を提出してください。国外に移住する場合は洗礼証明書などを発行できますので、申し出てください。

献金

日本の教会は信者数の少ない小さな教会です。信者は献金で教会を維持し、宣教司牧活動を行い、司祭の生活を支えなければなりません。そのため日本ではミサの中で行われる献金と、毎月定額を教会に納める維持費という二つの献金を行っています。

4. ミサ献金

ミサの中での献金はどこの国でも行われているものです。自分の教会だけに使われるのではなく、日本や世界の教会のさまざまな教会の活動のためにも使われています。

5. 教会維持費

維持費は教会費、月定献金とも呼ばれています。自分の収入の3%を目安に毎月一定額を所属教会に献金します。維持費は、教会の維持管理、諸活動、司祭の生活費などのために使われます。

ミサ

復活された主キリストはご自分のからだである教会に現存し、今も救いの働きを続けておられます。キリストの恵みは特別のしるしによって現実のものとなりますが、この神の神秘的な働きを私たちは秘跡と呼んでいます。

主日のミサは特に大切なものです。一つの地域の信者が目に見えるキリストのからだとして共に集まり、神のことばを聴き、キリストの死と復活の神秘にあずかって、神の救いのわざを感謝し、主の食卓からキリストの体をいただき、皆がキリストにおいて一つに結ばれます。わたしたちが実際に集まることが大切なのはこのためです。神への義務という次元もありますが、もっと身近に、信者同士がお互いを必要としており、共に集まって励まし合い、支え合わなければなりません。こうして信仰の粋が確認され、連帯の意識が深められるなかで、共にキリストのからだに結ばれて、社会での生活に送り出されるのです。

6. どこの教会のミサに参加するか？

日本人、定住(永住)、長期滞在の場合は自分の所属教会でミサにあずかることが基本です。もちろん、必要に応じて他の教会の母語でのミサに参加することも

できます。

短期滞在の場合は住んでいる地域の教会や母語でのミサを行っている地域の教会に参加してください。ただし、子どもの洗礼、結婚、堅信などの諸秘跡を受けることを希望する場合は、所属教会を決めてください。

各国語のミサの場所、時間などは所属教会の司祭、教区事務所、あるいは名古屋教区難民移住移動者委員会などに問い合わせてください。

7. 聖体拝領

聖体を受けるためにはふさわしい準備が必要です。ミサに参加することで小さな罪はゆるされ、ふさわしい準備をすることもできますが、大きな罪を犯した場合、聖体を受ける前にゆるしの秘跡を受けなければなりません。

子どもの洗礼

「幼児洗礼においては、救いの恵みがまったくの無償で与えられることが特に顕著に示されます。もし、教会と両親が、生まれて間もなく子どもに洗礼を授けないとすれば、神の子となるはかり知れない恵みを子どもに与えないことになるでしょう。」³⁾

日本の社会はキリスト教の文化的な環境が十分に整っていません。ですから、子どもがキリスト者として成長するには、家庭の中でキリスト教的な環境と信仰教育を与えていくことが大切です。また、親自身がミサに参加し、教会共同体との交わりを大切にしなければなりません。子どもは家族だけでなく、教会共同体の愛と助けを受ける権利を持っています。そのために日本のカトリック教会は子どもの洗礼について両親が十分な準備をするように勧めています⁴⁾。

8. 教会の主任司祭に相談を

まず、所属教会、もしくは自分の住んでいる地域の教会の主任司祭に相談してください。教会に「洗礼申込書」がありますので必要なことを記入してください。

9. 洗礼準備講座

主任司祭と相談し、洗礼準備講座をできるだけ両親そろって、5、6回受けてください。キリスト教信者でない親も、パートナーや子どもたちが信じる信仰について勉強すること、子どもの洗礼について納得していることが大切です。洗礼準備講座は日本語で行っていますが、日本語が難しい場合には各国語の講座も準

³⁾ 「カトリック教会のカテキズム」 第 1250 条参照。

⁴⁾ カトリック儀式書「幼児洗礼式」p.22-23 参照。

備しているところもありますので、主任司祭と相談してください。

10. 洗礼を受ける日

洗礼準備講座が終了したら、主任司祭と相談して洗礼を受ける日、洗礼名⁵、代父母などを決めてください⁶。日本の教会では女性には代母、男性には代父を1人決めるのが原則です。自分たちで勝手に洗礼の日を決めて教会に行っても、名古屋教区の教会では洗礼を受けることはできませんので注意してください。

また、洗礼を受けた教会を忘れないようにしてください。堅信や結婚のときに洗礼証明書が必要になります。洗礼証明書は受洗教会に請求すれば発行されます。

子どもの教育

日本の社会にはキリスト教の文化的な環境が十分に整っていません。ですから、子どもがキリスト者として成長するためには、親自身が喜びをもって信仰に生きていること、教会共同体への参加が大切です。ミサに参加し、教会学校に通い、家庭でも祈ることがキリスト教的な環境と信仰教育を与えていくことの基本となります。

11. 家庭での祈り

家庭で子どもと共に祈ることが大切です。幼児のときから、寝る前の祈りや食卓での祈りを子どもと共に行ってください。いつも私たちの側にイエス・キリストがおられることを思い起こしてください。

12. 教会学校

子どもが小学生になったら、所属教会の「教会学校」「日曜学校」などに参加させてください。中学生になると学校教育やクラブ活動に割かれる時間が増えてきて、教会に参加しづらくなりかも知れません。子どもとよく話し合うなど、子ども自身が信仰を深め、教会共同体のなかで喜びを見出せるように配慮してください。

⁵ 洗礼名:聖人の名前などキリスト者としてふさわしい名前を子どもにつけてください。洗礼証明書:洗礼を受ける、記録が洗礼を受けた教会の台帳に記入されます。子どもが堅信を受けたり、結婚するときには、洗礼証明書が必要になります。

⁶ 代父母:「代父母は、受洗する幼児の家庭とキリスト信者共同体とのつながり、また神の子らを生む母としての教会」を表します。代父母になる人は堅信を受けたカトリック信者で、将来その子どもが受ける堅信の代父母も同じ人であることが望ましいです。国によって習慣が異なりますが、複数の代父母がいる場合でも少なくとも一人はカトリック信者でなければなりません。

子どもの初聖体

「典礼は教会の活動が目指す頂点であり、同時に教会のあらゆる力が流れ出る源泉である。使徒的な活動が目指すところは、すべての人が信仰と洗礼を通して神の子となって一つに集まり、教会の中で神をたたえ、いけにえにあずかって主の晩餐を食すること」にあります⁷⁾。

13. 初聖体の時期

「理性の働きを有するようになってから（7歳ごろ）、ふさわしい準備をして聖体を受けます。通常、初聖体の前にゆるしの秘跡（初告白）を受けます。」⁸⁾

14. 初聖体の準備

自分の所属教会の「教会学校」や「信仰を子どもに伝えるさまざまな場」で子どもの理解力に応じた準備が必要です。主任司祭に相談してください。

子どもの堅信

「堅信の秘跡によって信者はいっそう完全に教会と結合され、聖霊の特別な力で強められて、キリストの真の証人としてことばと行いをもって、信仰を広めかつ擁護するよう、いっそう強く義務づけられます」⁹⁾。

15. 堅信の時期

日本では幼児洗礼のときに堅信を授けません。自己の信仰が識別できる年齢（10歳～15歳）に達してから堅信を受けます。主任司祭に相談してください¹⁰⁾。

16. 堅信の準備

堅信を受けるためには信仰について学ぶなどの準備が必要です。子どもの所属教会の主任司祭に相談してください。

⁷⁾ 第二バチカン公会議 「典礼憲章」 第10条。

⁸⁾ 「カトリック教会のカテキズム」第1457条。

⁹⁾ 「カトリック教会のカテキズム」第1285条。

¹⁰⁾ 「カトリック新教会法典」第891条及び「日本における教会法施行細則」ではこの年齢の目安は10歳から15歳と決められています。

17. 堅信式

名古屋教区では通常幼児洗礼を受けた子供には司教が堅信を授けます。堅信式の日程は主任司祭に相談してください。

結婚

「男女が相互に全生涯にわたる生活共同体をつくるために行う結婚の誓約は、その本性上、夫婦の善益と子の出産および教育に向けられています。受洗者間の結婚の誓約は、主キリストによって秘跡の尊厳にまで高められました」¹¹。

18. 自分の所属教会に相談する

カトリック信者は原則として自分の所属教会で挙式します。まず、主任司祭に相談してください。所属教会でない教会での挙式を望む場合も主任司祭に相談してください。そのうえで挙式の場所、日時などを決めてください。所属教会がない場合、自分の住んでいる地域の教会の主任司祭に相談してください。

19. 必要な書類を整える

結婚式を申し込む場合主任司祭の指示に従って「結婚申込書」などに必要なことながらを記入して主任司祭に提出してください。それ以外に結婚式のための必要な書類(結婚のための洗礼証明書¹²)をそろえてください。外国籍の方の場合、民法上の結婚の際に必要な「結婚要件具備証明書」¹³(在日大使館発行)などのコピーを提出していただく事もあります。

20. 結婚講座を受ける

教会が責任をもって挙式を引き受けるためには、事前に「結婚講座」を修了することが必要です。結婚講座は教会によって内容、方法などに違いがありますので主任司祭に相談してください。

21. 当事者の二人でよく話し合ってください

お二人で結婚や信仰生活について話し合ってください。非受洗者との結婚の場

¹¹ 「カトリック教会のカテキズム」第 1601 条。

¹² 「結婚のための洗礼証明書」(洗礼・堅信・婚姻の絆不存在証明書)が取れない場合はそれに変わるものが発行されます。洗礼を受けた教区の事務所などに問い合わせるようにしてください。また、結婚を希望する信者は堅信を受けていることが望まれます。

¹³ 「結婚要件具備証明書」は国によって発行されない場合もあります。その場合は「宣誓供述書」など結婚要件具備証明書に代わるものがあります。これは民法上の結婚にとって必要です。

合には信仰生活のあり方について理解を深めることが大切です。また国際結婚の場合には文化や生活習慣、家族観の相違などを理解し尊重しあうことが大切です。

22. 再婚の場合は手続きが必要です

どちらかが再婚の場合は主任司祭にそのことを申し出て、お二人のこれからの結婚のために教会で必要とされる手続きをとるようにしてください¹⁴⁾。

23. 国際結婚の民法上の手続き

外国人同士、日本人と外国人との結婚についての民法上の手続きについて分からない場合は、教会の司祭、教区事務所、あるいは名古屋教区難民移住移動者委員会などに問い合わせてください。

ゆるしの秘跡

24. ゆるしの秘跡

「すべての信者は、分別の年齢に至った後は、重大な罪を少なくとも一年に一回、忠実に告白する義務」¹⁵⁾があります。どこの教会でも秘跡を受けることができます。最近、多くの教会では四旬節や待降節にミサの中で共同回心式を行い、その際個別のゆるしの秘跡を受ける機会があります。また、個人的に黙想会などに参加して受けることもできます。

母語でゆるしの秘跡を受けたい方は司祭や教会に問い合わせてください。

病者の塗油

25. 病者の塗油

「この秘跡は、病者に聖霊の恵みを与えて、救いに関連して人間全体を助け、神への信頼を強めさせ、……病苦に耐えるだけでなく、これと戦う力を与え、さらに霊的な救いに役立つ場合には、からだの健康を回復させ、また必要な場合は罪のゆるしをもたらし、全生涯の回心を全うさせるもの」¹⁶⁾です。

臨終の洗礼

¹⁴⁾ 司牧に関する法規の手引き」 p.97 以下参照。

¹⁵⁾ 「カトリック新教会法典」第 989 条。

¹⁶⁾ カトリック儀式書「病者の塗油」p.8 参照。

26. 臨終の洗礼

臨終に際して、本人の望みがあれば臨終の洗礼を受けることができます。時間的な余裕があれば司祭を呼ぶこともできます。また、緊急の場合は、司祭でなくても洗礼を受けることができます。「私は父と子と聖霊の御名によってあなたに洗礼を授けます」と言って水を額に注ぎます。

臨終洗礼を行った場合、教会の司祭に洗礼を受けた人の名前、場所などを報告してください。

葬儀

27. 死の準備

病気や事故などで死の危険が迫っているときには所属教会、もしくは近くの教会の司祭に連絡してください。聖体、病者の塗油、ゆるしの秘跡、相談などを依頼できます。

28. 死亡した場合

信者が亡くなった場合、亡くなった方の所属教会の司祭に連絡し、指示を仰いでください。また、自宅などで亡くなった場合、医師の死亡診断が必要ですから、医師や119番などに連絡してください。死亡診断書が届くまで遺体を教会などに搬送しないようにしてください。

29. 日本では

日本では通夜、葬儀(告別式)の後、火葬¹⁷が行われ、少し日数をおいて納骨します。土葬はあまり行われていません。母国に遺体を持ち帰りたい場合は主任司祭に相談してください。

30. 遺体を母国に持ち帰りたい場合

遺体を母国に持ち帰りたい場合は、亡くなった方の家族、親戚、親しい友人などで話し合ったうえで、主任司祭に相談してください。また、在日大使館に連絡をとり、遺体を母国に送るための手続きなどを相談してください。遺体を母国に搬送する場合、高額な輸送費がかかりますのでご注意ください。

¹⁷ 火葬とは遺体を火葬場で焼き、骨にしたものを壺に入れて持ち帰ります。通常、その壺をお墓の中に埋葬しますが、自宅などでそのまま保存したり、本国に持ち帰っても差し支えありません。

この小冊子は、東京教会管区会議で承認されたカトリック教会での信仰生活、特に秘跡などに対する考え方をまとめた小冊子を資料とし、名古屋教区の現状に合わせて必要な変更を加えたものです。

ようこそ名古屋教区へ

カトリック名古屋教区教会生活ガイドライン（信徒用）

2020年10月30日 第二版発行

編集責任 カトリック名古屋教区司祭評議会

連絡先 〒461-0004 名古屋市東区葵2-6-35

カトリック名古屋教区センター内

教区本部事務局

TEL:052-935-2223 FAX:052-935-2254

curia@nagoya.catholic.jp